

# 群馬大学国際センター研究生規程

平成20.12. 1 制定  
制定 平成29. 5. 1

(趣 旨)

第1条 群馬大学国際センター（以下「センター」という。）における研究生に関する必要な事項は、群馬大学学則（平成16年4月1日制定。以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(入学の時期)

第2条 研究生の入学の時期は、月の始めとする。

(入学資格)

第3条 研究生として入学できる者は、日本語及び日本文化に関する事項について研究を希望する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 学校教育法による大学を卒業した者
- (2) 国際センター国際交流委員会（以下「国際交流委員会」という。）で前号と同等以上の学力があると認められた者

(入学志願)

第4条 研究生として入学を志願する者は、次の書類に検定料を添え、群馬大学国際センター長（以下「センター長」という。）を経て学長に提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 研究計画書
- (3) 履歴書（写真（最近6月以内に撮影した上半身脱帽のもの）貼付のこと。）
- (4) 最終出身学校の卒業証明書
- (5) 勤務先を有する者は所属長の承諾書
- (6) 外国人登録済証明書（日本国内在住者）

(入学許可)

第5条 研究生の入学は、センターの教育及び研究に支障がない場合に限り、国際交流委員会の議を経て学長が許可する。

(在学期間)

第6条 研究生の在学期間は、1年とする。ただし、学年の中途において入学した場合における在学期間は、当該学年末までとする。

2 研究生が研究上の必要により在学期間の延長を願い出たときは、国際交流委員会の議を経て、学長がこれを許可するものとする。

(指導教員)

第7条 研究生は、指導教員の指導を受けて、研究に従事するものとする。

(実験・実習経費等)

第8条 研究生は、指導教員の許可を得て、実験・実習を行うことができる。

2 実験・実習に要する費用は、研究生の負担とする。

(退 学)

第9条 研究生が在学期間中に退学しようとするときは、国際交流委員会の議を経て学長に願い出て許可を得なければならない。

(許可の取消し)

第10条 研究生として不相当と認められたときは、国際交流委員会の議を経て学長が、研究の許可を取り消すことがある。

(雑 則)

第11条 研究生については、この規程に定めるもののほか、学則の学生に関する規定を準用する。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、国際交流委員会の議を経て、センター長が行う。

附 則

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成29年5月1日から施行する。